

第 1 8 次東京都消費生活対策審議会
第 8 回施策連携部会
議事録

平成 1 7 年 6 月 2 0 日 (月)

都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 C

午後6時05分開会

調整担当課長 それでは、少し時間を過ぎましたので、何名かの先生方は遅れていらっしゃるようですが、齋藤部会長に開会のお願いをさせていただきます。

齋藤部会長 それでは、第8回目の施策連携部会を開催いたします。

前回、総会で中間報告をご承認いただきまして、その後、パブリックコメントに付して意見が寄せられております。本日はそれを踏まえて、中間報告の内容についてさらにご審議いただき、7月の総会に向けて内容の確定をしていくということについて、今日活発なご議論をいただきたいと思います。

それでは審議に入りたいと思いますので、中間報告の後の都民意見の募集について、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

調整担当課長 それでは、私の方からご説明させていただきます。

まず、参考資料でございますが、参考資料1で「中間報告に対する都民意見一覧（集計表を含む。）」が付いていると思いますが、これにつきましては、事前にメール等でお送りしている内容と同じものでございます。5月18日から6月10日までの24日間募集いたしました都民意見の募集の一覧でございます。参考資料1でございます。

資料は、冒頭に集計を付けさせていただきます、その後に具体的な都民のご意見を事項別に整理して付けてございます。

都民意見募集結果の集計表について簡単にご説明させていただきます。1枚目の表紙をご覧ください。

大きくA - 個人、B - 団体と分類してございます。また団体は、事業者団体、消費者団体、その他団体に区分けしてございます。全体で22通、個人が9通、団体が13通でございます。団体としては、消費者団体が11通と多く、事業者団体、その他の団体はそれぞれ1通でございます。なお、事項数としては、全体で91件ございました。事項別に分けますと、中間報告全体に対する意見が6件、第1の視点、総論に関するものが8件、第2の具体的な施策、各論に関するものが35件、35件のうち、教育・情報提供が15件、監視・指導・規制が11件、消費者志向経営が9件でございました。そして第3の「施策の促進に向けて」に関してが9件、その他中間報告の内容には直接言及していないものなど、その他の意見が24件ございます。

ざっとそのような内容ですが、詳細は一覧をご参照願います。

文案修正に関連するなど、主なものについては後ほど資料に沿って触れさせていただきます。集計の概要は以上のとおりです。

また、参考資料2については、5月17日の中間報告に関する総会の議事要旨でございます。その他参考資料として、部会の中間報告を付けさせていただきます。併せてご参照ください。

次に、参考資料の上に、資料が3つございますが、それについて説明させていただきます。

資料1は、5月の中間報告で出された主な意見及びその答申素案への反映状況でございます。資料2については、今回の答申素案作成の参考にした都民及びそれ以外の主な意見について、事務局で検討してまとめたものでございます。

これらを踏まえて、この間の最新の相談実績によるデータの時点修正や図表の追加等を行い、さらに最終答申案の形式に整えたものが資料3の答申素案、現時点での修正文案でございます。この修正文案についても、事前に送付させていただきます。

それでは、各資料の要点を説明させていただきます。お手数ですが、この3つの資料、相互に関連してございますので、資料3が修正文案ですので、資料3を常にお手元に見ていただきながら、随時、資料1と2で補足させていただくという形で説明させていただきます。

それでは資料3でございますが、前回の中間報告の修正部分は下線で表示してございます。

まず、1ページの「はじめに」をご覧ください。「はじめに」の文末でございますが、中間報告の時点の表現を最終報告の時点のものに修正いたしました。これまでの例にならって作成してございます。

ちょっと読まさせていただきますと、文末、「本報告は、平成17年5月17日に施策連携部会がまとめた中間報告をもとに、総会での意見を踏まえ、また、都民から寄せられた意見・提案等を参考としながら、とりまとめた。このたび、消費者の自立支援に向けた事業者団体・消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方について結論を得たので、次のとおり答申する。」に修正しています。

次の修正項目でございます。4ページをお開きください。4ページの真ん中から下のあたりの下線部をご覧ください。併せて資料1でございますが、資料1の表の1のところを

ご覧ください。これは全体が5月17日の総会で出た意見でございます。1を簡単に説明させていただきます。

「これまでの行政主導から、これからは教育・啓発における連携の部分と、緊張関係を持った団体訴権を持つ消費者団体の活動という、両方の手法が用意されたと感じる。3～4ページあたりか、25ページの第3の連携の最初の3行あたりをもう少し膨らませて、今後の消費者施策という点での消費者団体・事業者団体の連携強化ということによる施策の展開の部分と、団体訴権についても、どこかで触れておく必要があると思う。」というご指摘を踏まえて追加した部分でございます。

次でございますが、6ページをお開きください。6ページにつきましては、下線で「なお」以下3行を追加してございます。これも資料1の、2と3のご意見への対応でございますが、真ん中から、「注意しなければいけないのは、いろいろなほかの利害関係者の信頼を勝ち取るという点では、行政の中立性というのを連携・強化するときでもきちんと保持してかわっていくという視点と、それから連携の過程やその基準というのをあらかじめオープンにして、透明性を高めるといったような留意点というのは施策の強化の場合には非常に重要なのではないか。6ページぐらいの最後のところに、施策を強化する際にも、行政の中立性に対する信頼を損なわないように、それから連携の過程を国民に広く、利害関係者や都民にオープンにして知らしめていく努力をするといったような基本的な視点の必要性を付け加えていただきたい」とあります。こういった指摘を踏まえまして、3行追加させていただいたものでございます。

併せて3として、資料1の表の一番下でございますが、「10ページの活動状況の紹介の項で」、これは民間の啓発教育を行う団体に関してということでございますが、「東京都が事業者や事業者団体の作る資料を紹介するとしているが、これは一種のお墨付きを与えることになると思う。そのときに、どういうレベルの情報について紹介するのかという基準を事前に明確にしておいた方がいいと思うし、その方が資料を提供する事業者にとっても便利ではないか。」というご指摘がありました。これについては、10ページを修正するのではなく、6ページの先ほどの行政の中立・公正性、透明性の確保という考え方の明示で対応をしまいたいということで、「これを連携に当たっての留意点として、今後『団体等の活動状況の紹介』を施策として実施する際には、委員の指摘を踏まえた取り組みを行っていく。」ということにさせていただきたいと思っております。

次の7ページでございます。7ページは、3の(1)の真ん中あたりに2行追加させていただきます。「なお、都は、引き続き、新聞やテレビ等のマスメディアにも協力してもらえるように、積極的に働きかけていくべきである。」というのがございます。これについては、少し飛びますが、資料2の「参考にした都民意見等について」というのをご覧ください。この最初のところでございますが、「消費者への教育・啓発や情報提供の推進の最後の所に『マスメディア』にも協力してもらえように、積極的に連携を働きかけてほしい。『東京くらしねっと』を見る人は限られるが、テレビ・一般新聞の記事の影響力は計り知れない。」というご指摘を踏まえて修文させていただきました。

次の修正事項は10ページでございます。10ページは大きく分けて2か所修文してございまして、上のいわゆる金融広報中央委員会の記述でございます。これにつきましては、資料1の裏側の4番、「10ページの4行目から5行目あたりに、生命保険文化センターや、損害保険協会というのが書いてあるが、金融分野で言えば、金融広報中央委員会が莫大な情報量を持っているので、金融広報中央委員会の情報活用を付け加えていただきたい。」というご意見がございまして、これに対応して修文したものでございます。

引き続き、真ん中あたりの修文でございますが、これにつきましては、また資料2でございますが、資料2の真ん中の部分の でございますが、「事業者団体・消費者団体等～啓発事業の拡充」(P10)の最後の文言を『コーディネーターとしての役目をはたす必要がある。』と変えた方が意味がとらえやすくなる。主体が誰なのかはっきりさせて欲しい」というご意見がございました。これにつきましては、「都は」というふうな主体が「したがって」の後にあるのですが、長い文章ですので、さらに積極的な役割を明確にするということで、最後のところを「積極的な役割を果たす必要がある。」と変えさせていただきます。コーディネーターとしての役割だけではちょっと狭くなるということでこういう表現にさせていただきます。

次でございますが、13ページをお開きください。13ページは、総会意見、都民意見の関連ではございませんで、15年度の相談実績に基づいて書かれた記述につきまして、16年度の相談実績ということで、時点を修正させていただいて修文させていただきました。平成16年度の相談状況について、この下線の部分に直させていただきます。相談内容についても、「若者の相談内容を見ると、『架空・不当請求』の相談が圧倒的に多く、約6割を占めている。なお、キャッチセールスやアポイントメントセールス、マルチ商法などの

被害も依然として多く見られる。」と修文させていただきました。

併せてその下、13ページの下でございますが、「私立学校における消費者教育・啓発の推進」のところで、字句の追加をさせていただいております。前回の部会以降、学校等に向けた若者被害の防止啓発のテーマとしては、クレジット取引に関する知識も重要であり、若者トラブルとしても相談実績が多いということで、クレジット取引についても、ここで追加させていただきました。

それで次のページ、14ページをお開きください。16年度の相談実績との関連もございますが、大学連携の中で、大学の学生からの相談件数の記述も必要ではないかという意見がございます。ここに「また、消費生活相談センターに寄せられた学生からの相談件数も、年々増加しており、学生の被害防止に向けた取組みも重要である。」という3行を追加させていただきます。

次にちょっと飛びますが、23ページをお開きください。23ページは、2つの視点からの修文でございます。

まず、資料2でございますが、資料2の表面の一番最後の でございますが、都民意見といたしまして、「事業者の自主行動基準等を評価するといった取組みを通じて、消費者志向経営を促進するという点も、消費者団体の役割として重要と考える。中間報告において、そのような消費者団体の役割を明示し、消費者団体が継続的に事業者の消費者志向経営を促進する取組みを展開できるよう、必要な支援を行政としても行うことを検討するよう要請する。」というご意見がございましたことが1点。それと、総会意見でございますが、資料1の裏面でございます。これは5のところで、ちょっと長くなりますけれども、「トラブルのあり様を排除するという方向から見出しをつけていただいた方がわかりやすいのではないかと思います。コンプライアンスが先に出てくると、突然何だろうと思う。今、過失のトラブルということが非常に多いときに、中小企業を含めて意識を高めていく。そのときには、都がやるべきことはこういうことですよという説明の方がわかりやすいと感じた。また、チャート式に消費者団体、中小企業なりの団体、都それぞれのブロックを図でかいてみたらどうか。自主行動基準をつくるときに、消費者団体に意見をこういうふうに聞きますというふうな、その関係性を整理してほしい。」ということで、これも含めて、消費者団体の役割をここで明示するとともに、後のページで付けさせていただいておりますが、それぞれの分野別の施策の内容を図表でまとめたものがございまして、これもこの意

見等を踏まえて作成してございます。

次に参ります。次は25ページのタイトルでございます。25ページのタイトルは、前は、「今後の施策連携の促進に向けて」とさせていただきましたが、今回、「今後の」というのをとって「施策連携の促進に向けて」とさせていただいています。これにつきましては、前回の総会の意見の一番最後でございますが、資料1の6番目のところに2つ意見がございまして、これらについて、当面このように手直しさせていただいたものでございます。

6でございますが、「25ページの第3の最後の表題と内容について、通常、論文には最後に残った課題が書かれるが、第3は、残された課題ではなくて、1から3の支援のすべてにかかわる問題をここで最後にまとめているような形なので、その位置づけがよくわかるようにした方がいいのではないか。第3の表題が『今後の』という書きぶりなので、この報告ではない次の課題を書いているのかという印象を与えると思う。ここでは、今までに書かれていないことだけでも、重要な柱が2点書かれているという感じなので、大きなタイトルをもう少し工夫した方がいいと思う。」という2点でございます。

次に26ページをお開きください。26ページについては、これまでの最終答申の例にならしまして、「おわりに」を追加させていただいています。これについては、追加でございますので、読み上げさせていただきます。

おわりに

今回の審議では、消費者被害が拡大する中で、消費者の自立支援に向けて都がその責任を果たしていくため、事業者団体・消費者団体等の様々な主体との連携を強化する必要性を確認し、連携に分けた新たな視点と留意点を検討して方向性を示すとともに、連携して取り組む意義のある新たな施策についての提言をまとめた。なお、「消費者への教育・啓発や情報提供の推進」及び「事業者の消費者志向を高めるための取組み」の2分野については、その概略を別図として示した。

また、審議過程において、部会中間報告について、都民意見の募集を行ったところ、都民、消費者団体、事業者団体、その他の団体から様々な意見が寄せられた。この提言に賛同して確実な実施や今後の連携を望むものが多かったが、現状認識や方向性、施策内容等において、独自の視点やアイデアを示す意見も見受けられた。これらの意見は、審議において参考として活用したところである。

今後、東京都は、この答申を十分生かし、また、都民の意見や被害の実態を踏まえて、事業者団体・消費者団体等の様々な主体との連携による実効性ある消費者施策を着実に進め、その成果によって、全国の消費者行政をリードしていくことを期待する。というふうな表現にさせていただいています。

最後に、施策の第1分野である「消費者への教育・啓発や情報提供の推進」、それから「事業者の消費者志向を高めるための取組み」の2分野につきまして、これまでのご意見を踏まえて、今回提言された施策分野について、全体像がわかりにくいというご意見が多かった教育や消費者志向の分野について、まず1枚で理解しやすくなるような図表を作成しようということをつくったたたき台でございます。消費者や団体、行政の位置づけがより明確になればと考えております。

資料3の説明は以上でございます。

それから、ちょっとご説明が飛びましたが、資料2の「参考にした都民意見等について」の2ページ以降は、その他の主な意見等ということで、中間報告の項目ごとに主な意見をまとめてございます。今後ご審議の参考になればと考えております。

長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上です。

齋藤部会長 ありがとうございます。一つお願いですけれども、資料2の今おっしゃられたページ以降のその他ですけれども、これは修文の対象にならなかったのはどういう考え方が、ちょっと概略ご説明していただけますか、今後の委員の皆様方のご意見の参考になると思いますので。

例えば、この点はこういうふうに賄えているとか、考え方がちょっと採用できないとか、そういうことをどういうお考えでこのように整理されたのか。

調整担当課長 はい、わかりました。基本的に、今回の施策連携の中間報告について、評価・推進についていただいたご意見に関しては、期待に応えられるよう、具体的施策の中で十分その具体化に取り組んでいきます。

齋藤部会長 私の言っている要求がちょっとまずかったのか、この意見に賛成だとおっしゃっているところは、それは直す必要がないのはわかりますので、そうじゃないところで、修文まで至らなかったところだけ、ちょっと時間の関係もありますからお願いします。

例えば具体的な提案をされているところとか幾つかありますよね。それは賄えていると、こういう判断ですか。例えば第2の1のところ、要するに非常に小さな組織という言い

方は失礼かもしれませんが。町内会、老人会などの活用の重要性とか、電車内の広告や電光掲示板の活用とか、こういう具体的な提案がなされていますし、それから次のページの3は、コンプライアンスの遵守の対応がうまくいかない場合にはペナルティが必要ではないかとか、幾つか具体的なご提案がなされているんですけども、それが修文につながっていないのはどういうお考えでしょうか。

調整担当課長 例えば、今ご指摘いただいた町内会や老人会など既存の組織を活用することも重要という部分につきましては、中間報告の内容の中で取り込まれているのではないかとということで、例えば10ページのところに、「各団体の活動概要やその他の受入れ側に参考になるデータをまとめ、PR用情報として提供することが望ましい」という記述がございます。また、介護のところでは15ページの最後に、「高齢者に身近な町会・自治会や老人会、民生委員等に加え、成年後見制度を担う団体等との連携を深めていくことが望まれる。」という記述がありますので、中間報告としては取り込まれているのではないかと考えさせていただきました。

それと、部会長の方からご指摘があった部分については、事業者の消費者志向を高めるための取組みというふうなところで、マイナス情報のところかと思えますけれども、これにつきましては……。

齋藤部会長 ことも原案で大体賄えるから、特に取り上げなくてもいいと。

調整担当課長 マイナス情報につきましては、ペナルティにつきましては、中間報告の23ページのところでございますが、「消費者志向企業への表彰等の支援事業の検討」ということで、この中で、「将来的な課題としては、コンプライアンス経営やCSR活動等に積極的に取り組む先導的な企業等を対象とした、行政との契約・調達や公的融資における一定の優遇制度等の議論に進んでいくことが望ましい。」としており、将来的な課題として位置づけたということで、現時点では、事業者の消費者志向経営を高めるために、行政には、事業者による自主的な取組みを支援するための環境整備がまず第1に求められているのではないかとこのように捉えてございます。

齋藤部会長 かなり議論のあったところですので、都民からも指摘があったということなので、ちょっとその認識をご説明いただいたんですけども、もう一つだけ、全体のところにも書いてありますけれども、個別の意見を読ませていただいて、要するに東京都の内部でももう少し連携調整が必要ではないかということのご意見がかなり出ていたように、

都民の意見の中にあつたように思うし、資料の2の一番最後に、その他の中にも同じように、生活文化局内だけではなくて都内の連携が必要ではないかというご意見がよく見受けられたんですが、その点は余り、もちろん中間答申の素案の中にも触れられていることは間違いないんですけども、それだけ意見を強調されているんですけども、そのこの点の修文を考えなかったのは、何かお考えがあたりでしょうか。

調整担当課長 これについては、まず、全体としては25ページの「施策連携の促進に向けて」の中に、「区市町村との連携の強化」というところで、「庁内の行政機関同士の密接な連携を図ることは当然だが」という記述が入っているというのが1点。それと具体的な施策の中で、22ページでございますが、「中小企業関連団体等と連携した『消費者志向経営』啓発支援事業の推進」の中で、「都は、行政の内部連携を十分に図りながら」というふうな表現が入っているということがございます。それから今回お示した図表の中でも、東京都の中での内部連携を積極的にやっていきますという形での図1と図2に併せてさせていただきます。

齋藤部会長 どうもありがとうございます。都民意見についてのご紹介と、それを踏まえた素案の修文、それに至る理由なり認識についてのご説明をいただいたわけですが、引き続き、委員の皆様方のご議論をいただきたいと思います。ちょっとその前に、あと一回だけ部会が開かれるわけですよ。この部会のときには、ほぼ総会に提案できる形で文案を確定させなければいけないということになります。そういたしますと、実質的な内容の組み替えや変更は、今日の議論でほぼ終わりということになると思いますが、一応それを前提にさせていただいて、ぜひ言い残さなくご議論いただきたいと思います。

大体何度も議論していますので、あまり整理して、この時間はこの單元までという形でやらなくても、大体皆さん頭の整理ができていますので、一応全体をまとめて、何の問題かということを示していただいてご発言いただいで議論を進めていきたいと思っていますので、どうぞご意見をぜひお願いいたします。どうぞ佐野委員。

佐野委員 消費者団体の役割というところが2か所あるんですが、まず4ページの線が引いてあるところで、「消費者団体の役割が重要になっている」というところと、もう一つ、23ページの一番最後の行も、やはり、「消費者団体の役割として期待されている」という、「消費者団体の役割」というのが2つ出てきたんですけども、消費者基本法の改正に当たっても、「役割」という言葉をかなり検討されたと聞いていまして、基本法には

入らなかったんです。消費者保護基本法には入っているんですが、基本法には入らなかったという経緯も踏まえて、「役割」という言葉は、もう少し慎重に使いたいなと思ひまして、ここは「消費者団体の取組み」とか、「消費者団体の活動」とか、何かそういう形に変えた方がいいんじゃないかなと私は提案します。

齋藤部会長 具体的には4ページの線を引いてあるところの「役割」という言葉と、23ページのやはり修文されているところの「役割」ということですね。ほかにこの言葉が出てくるところはなかったですかね。細かいところまでは……。

佐野委員 消費者団体はないですね。都の役割というのはあるんですが、なかったと私は記憶しているんですが。

齋藤部会長 今回のこの修文で新たに入ったというふうに理解してよろしいですかね、ほかにも出てきた場合に、どうするかをそこも考えておかなきゃいけないですけど。という今のような佐野委員のご意見なんですけれども。どうぞ池山委員。

池山委員 今、佐野さんご意見ですけれども、消費生活条例の前文では、消費者が社会の一員としての役割を果たすことが求められるというふうに書いていて、私は「責務」というのは困るけれども、「役割」ぐらいはそろそろ言ってもいいかなというふうに私としては考えるんですけれども、「活動」とかと言うと、何となく主体的な感じがして、私は「消費者団体の役割」というのでも、そろそろいいんじゃないかなというふうには考えるんですけれども、どうでしょうか。

佐野委員 私は役割と言うと狭められるんじゃないかなと。役割と言うと、あんた役割を果たしていないじゃないかという、私たちの運動はもっと幅広くあるべきであって、役割じゃなくて、「取組み」とか、「活動」の方がもっといろいろなことも含まれる。たしかそういうことで、消費者基本法には「役割」という言葉が入れられなかったと聞いているんですが、それで条例も改正があったら、私はそういうふうにしてもらいたいなと思っています。

池山委員 活動とかなんとかだと、私は狭まるような感じが。

佐野委員 その方が主体的でしょう。役割と誰かに言われるよりか、自ら動くというふうに私はとれます。

齋藤部会長 今の佐野さんの発言はちょっと、矛盾とまでは言わないけれども、混乱していないかな。役割と言った場合に、活動を限定されるということのご発言と、責任が担

わされているよという意味と2つあるんだけど、その2つを一緒に説明されたように感じるから、ちょっとその誤解というか、混乱があるんじゃないかと思うので、恐らく「役割」という言葉には、守備範囲を明白に切り取ってしまうという意味と、それからあなたには切り取ったものについては責任があるんですよという意味と、その2つが入っていると。だから、この言葉を使うことについてもう少し検討する必要がある、こういうご意見ではないんですか。

佐野委員 そうです。そのとおりです。

齋藤部会長 2つの側面があって、恐らく池山委員は、むしろ、この時代なんだから、もう少し責任をテイクする。リスクテイクじゃないんですけれども、というような姿勢が消費者団体には必要なのではないかと、こういう観点でのご発言だというふうに受け取れたんですけれども、どうでしょう？

池山委員 そろそろ消費者団体も、まさにそういう役割を果たさなければいけないし、果たすことが社会の中でまさに一定の役割だというふうに思うものですからね。私はいいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

齋藤部会長 かなり基本的なところですけども、ほかの委員の方々のご意見はどうですか。むしろ、消費者団体の方の自らのお考えの方が、余り周りからこれでなきゃいかんと言われると、また……。

池山委員 そんなことを、役割を果たせるのと言われちゃうと、私も果たさなきゃいかんというぐらいのところですけども、私としてはそういうふうに考えますけれども。

齋藤部会長 もし「活動」とか、「取組み」といった場合に何が違ってきますかね。

池山委員 私は活動とか、取組みというと、やはり対社会的なことじゃなくて、まさに主体的な取組みというのは、消費者団体というのは、確かに主体的な取組みというのは大事だし、そこから発してはいるんですけども、私はかえって狭まるような感じがしているんですけどもね。

齋藤部会長 言葉のニュアンスとしては、やはり責任を引き受けるかどうかということに大きな違いがあるような感じがしますが、余り守備範囲のことは、この言葉だけからそう決まるわけではなくて、取扱う対象が何かということで考えていけばいいと思うんですけどね。この点は、消費者団体の基本的な姿勢にかかわることですけども。

池山委員 もうちょっとその辺は早めに議論しないと、こここのところに至ってそういう

ことになると、なかなか大変だと思います。

齋藤部長 全体のトーンで言うと、佐野委員は反対なさっているからあれなのかもしれないけれども、多分、池山委員のおっしゃるように、もう少し一歩前に出てということをおっしゃると、都民全体が期待をしているんじゃないかという思いがあるから、特にこのような諮問と答申が議論になっているのかなという印象は持ちますけれども、いかがでしょうか。ほかの委員の方々、いかがですか。

原田委員 3ページの上から2つ目の段落の2行目のところに、「消費者・消費者団体の役割」というふうな言葉遣いがしてあって、消費者基本法は、規定の充実を踏まえてというふうな言い方になっているので、それは前提になっているんじゃないかというような気がするんですけどね。

原委員 私はどちらの判断をとったらいいのかわからないのですが、事実関係だけをおっしゃいますと、消費者保護基本法には、国・地方自治体の責務、それから事業者の責務、消費者の役割というふうに条文が並んでいたんですね。消費者基本法に改正をするときに、この「責務」という言葉は、消費者とか消費者団体にも責務というふうに入れようかと。それは「消費者の権利」という言葉を入れるのであれば、その対として「責務」を入れるべきだという考え方があったのです。

だけど、それはおかしいと。それで並べてしまうと、国・地方自治体の責務、事業者の責務、消費者の責務と並んでしまって、格差があるのに、なぜ同じ「責務」で並ぶようなことになるのではおかしいのではないですかと。消費者とか、消費者団体のところは「責務」という言葉を使わないでほしいという話をしていて、それでは、「役割」を使うかということになったのですが、では、役割って何だという話になって、結局うまく整理がつかなくて、ともかく「責務」か「役割」だとかと言っていると結論がつかないということで、その言葉を落としてしまって、それで条文としては非常に変則的ですけども、「事業者の責務等」というふうにくくって、「等」にしてあるんですよ。そして条文を並べているんです。普通、条文のところに見出しみたいなものがあるんですけども、消費者とか、消費者団体のところにはない形に消費者基本法はなっていて、それはそういう経緯がある。

「等」をどう読むかなんですが、「等」と書いてあるので、そこに消費者の責務が入っていると思う人はそう思えばいいし、入っていないんだよと言えば入っていないんだよに

しようみたいな、すごく変なことでやっているのが消費者基本法なんですね。だから、「役割」が消えたのはそういう経緯で、消費者保護基本法の中では、「消費者の役割」という条文にはなってはいました。

齋藤部会長 消えた趣旨 - - 消えたというのは言葉が悪いけれども、そういう言葉を使われなかった趣旨は、むしろ佐野委員が心配するより、もうちょっと厳しい目から見た場合に、それは消費者団体としては困るから言葉を使わないというための、問題の解決のテクニックとして消えたような感じがしますよね。だから、もう少し広い意味で、あんまり法律的なタームじゃないので、どうですか、役割でなきゃいけないか。

原委員 法律的なタームじゃないということを言われたんです。

齋藤部会長 もしくは「取組み」や「活動」で、例えば、さっき私がほかにありますかと質問したのは、3ページをご指摘いただいて、ここを例えば「取組み」とか「活動」にしてしまうと、やはり文章としてはちょっとニュアンスが違うかなという感じもしているんですけれども、どうでしょう、ほかのご意見は。

例えば、細川専門員のご指摘のように、公正な市場確保のためにこういう枠組みは必要なんだという観点でこれがまとめているわけで、そう考えると、いわゆる余り法律的な意味ではなくて、社会の実態とか、もう少し言うと経済学的な意味での市場のプレイヤーとしての抽象的な意味での役割というふうな考え方でこういう言葉を使っているかなというように読み方も全体を読んでいくとできないわけではないかなという感じがするんですけれども、いかがですか。

細川専門員 多分、基本法とか、契約法とか、そういうところで役割と入れると、たしか役割を果たさないという部分で揚げ足をとられないかというところで議論があったわけですね。消費者にも何か義務を課すというような、そうとられかねない条項があると、契約時に消費者が注意しなかったみたいな、そういう部分があって、なるべく消費者の責務とか、義務としてとられかねないようなものは入れるべきじゃないという議論でそうなったと思うんですけれども。今回、連携というところの枠の中で議論しているもので、社会的に役割という言葉はどう使うかはわかりませんが、社会的に何らかの機能を演じ得る、そういう人たちと東京都が連携しようということをやっているので、ここで役割を使ったからと言って何か揚げ足とられるような危惧もないので、僕は個人的には、別に役割でいいですし、それぞれの社会における役割というか、社会へ貢献できる部分は

あるから、それがお互い有利なところというか、能力を伸ばし合って、よりよい都政を進めましょうということだと思いますので、私はそんなに危惧する部分はないんじゃないかなというのが個人的な感じなんですけど。

齋藤部会長 ほかの委員の方、ご意見は、今の点ですけれども。

言葉だけ切り取ってきってしまうと、確かに佐野委員のように、いろんな場合を想定して、この場合はこう、この場合はこうというふうに考えていかなきゃいけないということですが、確かに、この本答申がいわゆるソフトローというんですか、非常にソフトな行政手法のやり方を提案していくという、そういう内容になっているというところは、それほど、この報告の中の言葉遣いというふうに理解していただいてよろしいような気もしますけれども、むしろ積極的に佐野委員の意見に賛成で、もう少し言葉を変えた方がいいというご意見があれば、ぜひ伺っておきたいんですけれども。

もし積極的にその点の修文が必要だというご意見がなければ、あと佐野委員がご理解いただけるかどうかということなんですけど。

佐野委員 私は変えていただきたいと思います。私は消費者団体の役割と言われるのは、どうも納得いかないんですね。自主的にだって幾らでもやるけれども、役割と言うと、ちょっと違うんじゃないかと思うんです。

齋藤部会長 それは、その人によって言葉の受け取り方の違いのような感じがしますけどね、あんまりそこはご心配にならなくてもいいんじゃないかなという気がします。

池山委員 消費者団体がこうあるべきだというものではないと思うんですよ。やっぱり消費者団体というのは、本当に自主的な取組みで様々な活動をやっていくわけですから、それはもう佐野委員と全く同じなんですけど、ただ、こういうようなときに出てきたときの書き方として、やはり私は役割でいいんじゃないかなというふうに思うだけです。

齋藤部会長 ちょっと自分のことに引き直して言いますけれども、例えば弁護士会なんかも、自分たちが思っていることと、外から見えて何を期待されているかということと、やはり違うんですね。そうしますと、国民や市民や都民から見て、期待されているという状況にあることは、これは間違いないので、それを役割と表現するか、そうじゃなくて、自分たちが自主的に考えて判断してやっていること、すなわち活動、取組みなんだと。それは期待されているということは理解はしているけれども、そういうふうに説明すれば足りるんだということの違いのような気がするので、余りそこは意識をされなくても、むしろ

る、それだけ都民から期待はされているという、これは喜ばしいことではないかというふうに思えるんですけどね、それを「役割」と表現することは、それほど大変なことかなというふうな感じもしますけれども、いかがでしょうか。

須古委員 事業者団体もそういう意味では同じだと思うんですよね。役割と言われると、やはり期待感を持たれて、そう言われているんだなという。ですから、消費者団体、事業者団体、今回、都と連携という意味では、同じ土俵の上でみんなで作っていきこうという意味で同じ役割を使ってもよろしいんじゃないかなと思うんですけども。

齋藤部会長 ということで、まだ釈然としないところもあるのかもしれませんが、いかがでしょうか。一応、この答申については今のような言葉で、何か所かほかにも出てきますので、そうしますと、何でここだけ違うんだという話になってくることもありますから、それほど重要な意味づけをかえてさせない方がいいのではないかなという感じもしますので。

もし、さらに積極的なご意見がなければ、原案どおり「役割」という言葉で残すということでしたら了解していただければと思います。

こればかりというわけにはいかないの、ほかの点について、さらにご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ池山委員。

池山委員 先ほど部会長がおっしゃった都庁内での連携の強化のときに、やはり生活文化局の消費生活部がリーダーシップをとってほしいということですけども、私どもの連絡センターの定例会で議論をしたときに、細かいところはありますけれども、積極的にこれに対しては賛同するということだったんですけども、結局こういうことを答申で言っても、要はちゃんとリーダーシップをとってやってくれるかどうか、やれるかどうかと、そこにかかるのではないかという意見がとても強かったんですね。文章に書いたから、それではできるかと言ったら、それはそうですけれども、何となく消費者団体のところではやるんだという一言みたいなものが、「施策連携の促進に向けて」のところでしょうか、どこかに入ってもらいたい。消費者行政というのはますます都庁内の連携があると。やはりそうは言っても、東京都の中ではそれぞれ局によつての持ち分というのがあって、そのところを本当に働きかけて連携をしていくということに対する期待感と、とにかくリーダーシップをとってほしいという意見がとても強かったので、どこかそこら辺を中間報告の中で、「期待する」という言い方も何か変ですけども、あっちこちに散りばめ

られていると言え、それはそうですけれども、散りばめないで、どこかちょっと入れていただけないかという、「施策連携の促進に向けて」のところでしょうかね。

齋藤部会長 一番最後のところですか。

池山委員 決意表明というのも変なものですけれども。

齋藤部会長 都民意見を拝見しても、かなり具体的な指摘の中に同じように、例えば教育庁とうまく意思の疎通ができていないんじゃないかというようなご指摘があったりしているところもあるので、やはり、この手法で物事を進めていくためには、自らの内部の仕事の進め方を少し振り返って見ないといけないかなという感じがするんですけれども、どうですか。

消費生活部長 私どもはこの表現でよろしいかと思えます。教育庁部門、教育委員会事務局との連携は重要と考えておりますが、教育委員会事務局と学校現場との間の調整もあり、中々一挙には進まない部分もあるだろうと思っていますので、その問題を、いわゆる行政の中で（知事部局間の）内部レベルの連携の問題のように一気に実現するのは、中々大変ではないかなと思えます。

齋藤部会長 そこはいい知恵ないんですか。おっしゃっていることは、何となく感覚的によくわかりますけれども、そこを正面からクリアしようと思うと大変だと思うんですけどね。

こういう場合に一番効果的なのは、現場に下りるとのことなんです。先生を味方につける。個別に。理屈じゃないんですよ。

消費生活部長 行政の内部連携というときに、学校現場と連携をするというのが、純粹に行政の内部連携と同じ意味になるかどうかというのは非常に難しいわけです。

齋藤部会長 確かにおっしゃるように、いろんなところで指摘がされていることはそのとおりだと思うんですけれども、やはりパブコメの都民意見を見てみると、実際にそうなんだというのがよくわかるものですから、何かもう一工夫あった方がいいのではないかなというふうに都民意見を見て感じるものですから。

池山委員 それはそれでよくわかりますけれども、なかなか難しいとは思いますがそれでもね。

齋藤部会長 例えば、先生に対する消費者教育のノウハウの向上をもう少し積極的に生活文化局でやりますよというようなことをうたっておくとか、今でもやっていることはよ

く承知はしておりますけれども、もう少しその辺を強化していく、対象人数を増やしていく。例えば先生の消費者教育に関する講座の魅力を増やしていくとか、その辺はまた知恵を出していただく必要があるんでしょうけれども、そういうこともお考えになってもいいのかという感じがしていますけれども。この文章の中にどう書くかと言われると難しいことはよくわかるんですが。それをもって、例えば13ページなどの学校との連携ということに、それはそういう趣旨だということであるなら、やむを得ないかなという感じもしますけどね。

佐野委員 教育のところで、消費者教育支援センターの連携というのを入れるという意見があったと思うんですけども。

齋藤部会長 どうですか、今のご意見について。消費者教育の連携先の対象として、財団法人消費者教育支援センターというのを明示したらどうかというご提案が前回の総会だったか、部会だったか……。

調整担当課長 確かに5月17日の総会でそういったお話があったかと思うんですが、いろいろ検討はさせていただきましたが、現時点では、どこに入れるかというのが難しい。財団法人消費者教育支援センターについては、学校教育等に向けた教材作成とか、講座、研修会、イベント等、教材の表彰制度等を行っているということでございまして、都の消費生活総合センターがやっている事業と一部重複はありますが、都のホームページでも、教育支援センターのホームページともリンクして、その作成した教材や講座等の内容がアクセスできるようになっている現状があります。

今回の中間報告で、具体的に支援センターとどのように連携事業をやっていくかということですか、現状の出前講座の中にも入れるのも難しいなということと、今後どういふことを一緒にやっていくかというところでもなかなか現時点では入れられなかったというのが現状でありまして、具体的にご意見があればいただきたく思います。

齋藤部会長 具体的な連携の仕方がはっきり決まっていないからということですか。

調整担当課長 現状の中で、例えば出前講座をやっている団体の事例がずっと書いてありますけれども、そこには、先ほど申し上げましたように、金融広報中央委員会は追加できましたが、出前講座の主体として消費者教育支援センターは入れにくい。今後どういふふうに関連していくかというところで、具体的にこの支援センターと中間報告の中でやっていく施策の部分がちょっと見えにくいので、どこに入れるのかという意味で、現時点で

は入れていません。

齋藤部会長 例えば、消費者教育にかかわるそういう団体がほかに、消費者教育支援センター以外にあるということであれば、この「 」の項目を1つ追加すればいいことですかね。13ページの(2)の「学校」じゃなくて「学校等」と入れて、「 」がまず私立学校、学校教育、大学とありますよね。この4番目にもう一つ「 」を加えて、消費者教育にかかわる団体との連携と入れたらいいんじゃないですか。消費者教育支援センターが入りますし、また、宣伝して申し訳ないけれども、弁護士会でも消費者教育のための委員会の中の部会もありまして、教材をつくったりいろいろやっているわけですね。ほかにも多分、消費者団体でも消費者教育のためのいろいろな活動をされていると思うんですね。だから、教育の場面で消費者教育にかかわるような活動をしている団体との連携ということ、「 」を1つ増やして入れれば入るんじゃないですか。

調整担当課長 そういうことをやっているという現状を書くという……。

齋藤部会長 現状を書いた上で、さらにそこの連携をすることで消費者教育の施策を推進すると。例えば教材の作成については、具体的には、消費者教育をやっている団体のノウハウを活用するとかということですか。

企画調整課長 今、部会長が言おうとしていることは、ここに書くことによって、何らかの働きがしやすいようにということですよ。ところが、今、現実問題として、庁内の中で、審議会にそれを、教育庁マターのことを書いていくと、今後の動きが意外とだめになる可能性がありますので、私、企画調整課長でここに書いてある答申の具体的な事業化を検討するセクションなんですけれども、できたら、ここの部分には余り深入りをしないでいただきたいという考えなんです。それはなぜかということ……。

齋藤部会長 それは逆。

企画調整課長 ここに書いて、例えば、これを表に出したときに、教育庁の方では、何で書いたんだという話になってしまうんです。何で俺たちの状況を勘案しないで、そういうふうに関連すると書いたんだと、こういうふうに言われてしまう。

齋藤部会長 それは、だから学校教育の場面でのことを言っているわけじゃなくて、生活文化局が自らやる消費者教育のために、そういう団体と連携したらどうですかという議論しているわけです。

企画調整課長 自ら消費者教育に私どもも何らかの……。

消費生活部長 ちょっと違うから……。

齋藤部会長 それは学校教育でやってもらうための連携を言っているわけじゃないですよ。そう捉えれば、あなたの守備範囲ではないじゃないですかと教育庁に言ったらいいじゃないですか。ここには書いてあるけれども、委員会で整理の都合上、ほかに入らないから、ここに入れたんですよと言えればいいじゃないですか。

消費生活総合センター所長 消費教育支援センターについてなんですけれども、基本的にあそこでも教材を開発していますし、私どものところでも小、中、高の教材と、それから小、中、高の先生の指導書をつくって、また情報提供も四半期ごとに先生方にホームページと直接送付したりしてやっていますので、その財団と連携できるとすれば、お互いにいい教材をつくっていくということで情報交換をやっていくとか、それからお互いが貸し出ししているビデオといったものを、お互いに外部にPRをホームページ等でやってとかということになるかと思うんですが、そういう連携ならば、私どものところでも可能だと思います。

齋藤部会長 そうしたら位置を変えてもいいのかな。この(2)に入れるから、今のようなご心配が出てくるのだから、9ページの(1)の方に入れればいいんですね。この中にもう少し具体的に書き込むということかな。これは都が消費者教育をやる場合に、そういう団体との連携が必要だということなので、今書いてあるのは出前講座が中心になっているので、ほかの団体にやってもらう、その人のマンパワーを活用するということが書いてあるけれども、むしろ、都が自分でやる場合にだって使えるだろうということは、教材の作成のことにしか触れていないから、もし教育庁との関係が問題であれば、(1)のところを整理して、消費者教育にかかわる団体との連携を図って具体的な活動をする必要があるんじゃないかというような、そんなことを入れていただいたらどうですかね。そうすると、前回の総会の意見の趣旨が少しでも反映されることになると思いますけれども。(2)に入れると、いろいろ差し障りがあるというのはよくわかりましたけれども。

今の話ですと、教材づくりなんか一緒にやっているわけですよ、現実には。

消費生活総合センター所長 一緒にやっていません。各々別々です。

齋藤部会長 さっきおっしゃったのは？

消費生活総合センター所長 今後取り組むとしたら、つくるに当たって、お互いに情報を得たりということは……。

齋藤部会長 正面から学校教育に使うと言ってしまうと、またいろいろあるでしょうから、そうじゃなくて(1)の方に入れておいて、生活文化局自らやる消費者教育のための教材づくりなどとして触れておけばいいんじゃないですかね。

消費生活部長 実際には採用できないのだから、そこがちょっと気になるところです。実際に採用できるようなものをつくっていただければいいのですが。

企画調整課長 ただ、いろいろと参考にはなるといって、そういう意味では、10ページの下のところ、こういうところにそういうものとの連携も視野に入れながらぐらいに入れておいたらどうでしょうね。

調整担当課長 10ページの「教材等の情報提供」は、民間の啓発団体に対する教材等の情報提供が書かれているので、今の部会長のお話だと、「都が実施している消費者教育・啓発事業の強化」という中で連携していくというお話ですよ。

齋藤部会長 そういうノウハウ、経験を持っている団体もあるわけですから、それは省力化のために都が全部やらなくて、連携・協力すればできるんじゃないでしょうかね。

例えば、具体的に申し上げますと、消費者教育支援センターなどがかわって国の予算を使って教材をつくったりしているわけですよ。国の予算を使う場合に、ここに入ってもらおうというような形でやっていたりするわけで、それは実績もあるわけですし、触れておいていただいて悪くはないのではないかなという感じがしますけどね。どうぞ。

池山委員 教材とかそういうふうな形になると、日本消費者協会とか……。

齋藤部会長 だから、別に消費者教育支援センターに限定するからおかしいので、そうじゃなくて……。

池山委員 限定することはおかしい。だから、もっといっぱいあるから、並べるのだったら、ずっと並べて、NACSなんかも予算でやっているわけですから、そこだけじゃなくて、並べたらいいんじゃないですか。

齋藤部会長 そう申し上げたつもりですけどもね。

池山委員 そうですか。

齋藤部会長 消費者教育にかかわっている団体はほかにもあるから、そちらとというふうにしたらいいんじゃないでしょうかというふうに申し上げたつもりですけども。

総会で意見が出ていますから、ちょっと工夫していただいけませんかね。何かの形で少し視点の違った連携の仕方、特に今申し上げたように、別に消費者教育支援センターに限

りませんけれども、消費者教育にかかわっている団体はありますからね。実際に活動していますし、成果もありますから、それを使わない手はないので、それについて、都が意思の疎通や何かをした上で協力した、具体的に消費者教育にプラスになることがあれば、それも選択肢の中に入るんじゃないんですかというようなことがわかるような形で、2の方に入れるのは難しいのはよくわかりましたから、(1)の方に、ちょっとその辺のところを検討いただいた方が総会意見の反映ということになるんじゃないでしょうか。

消費生活部長 事務局の方で検討いたします。

齋藤部会長 ほかにいかがですか。どうぞ原委員。

原委員 どこに入れたらいいのかというのがちょっとよくわからないままですけども、パブリックコメントの意見の中に、大学に行かない若い人がたくさんいるということが書かれていて、大学へ行く人は半数ですよ。その年齢の半分。ですから、半分の方は大学に行っていないということを考えると、消費者問題も多面性がありますけれども、高齢者とそれから若い人の相談・苦情が大変多いというわけですね。

今回、高齢者のところについては、介護の事業者のところへ連携してやれないかということがトピックス的に入ってよかったと思っているのですが、若い人たちへ向けてというところが、学校と私立学校、大学という感じになると、大学に行かない若い人たちももうちょっと意識して、そこへの啓発ということが何か盛り込めないかなと思って見ているのですが、ここというところがなかなか見つからないのですが……。

それで12ページの四角のところ、マンガ喫茶とかがあったなというふうに思ったんです。カラオケボックスとか、ここにちょっと若い人向けというのが入っている感じがするんですが、ここは「事業者団体等との連携による普及啓発の推進」という中に入っているということになるので、それではなくて、もうちょっと大きいところに入れることはできないのかなと思ったりするのですが。

齋藤部会長 でも、具体的にどうするかということがないと、どこにどうやって書いたらいいかわからないと、そこについて何かいいアイデアがありますか。というか、大学に行かないというと非常に範囲が広くて、漠とした層に何を伝えるかということになるので、非常に難しいんですね。それこそ一般消費者に向けてというのと同じような議論になってしまうので、原委員のいいご提案があれば、むしろ積極的にしていただいた方がいいかもしれません。

お金をかけてもいいならいろいろありますけれども、私、たまたま日曜日に映画を見たら、予告の最後に架空請求等振り込め詐欺には注意してくださいというのが映画館で出てくる。ああ、なるほどと思って。

原委員 なかなかいいアイデアですね。

齋藤部会長 若者が多かったですけどね。

細川専門員 それは誰がやるんですか。

齋藤部会長 政府の広報です。お金を払ってやっています。

細川専門員 それはいいですね。

齋藤部会長 大きな画面いっぱいにドーンと出てくると、さすがにインパクトありますね。お金をかけりゃできるんでしょうけれども、そういう知恵で何とかなるものがもしあれば、ご提案をいただければ検討の対象に入るんでしょうけれども。

原委員 先週末熊本県に行っていたんですけれども、熊本県も不当請求、架空請求が非常に多くて、それでこういう文面で来ますというのを県の消費生活センターのホームページのトップに、新たにこういうのが来ましたと毎週のように新しい情報を入れていらして、パッと画面にそれが出て、こういう場所にこういう事務所は存在しませんとかやってあるんですが、それを携帯メールでも情報提供していると言っていましたね。若い人に向けて。だから、若い人は、携帯メールでその情報を取って見ていると言っていましたので、いろいろな方法があるのだなと思ったりはしたんですけれども。ホームページはなかなか若い人は見るようで見ないから、携帯へ情報をどんどん流しているというふうに話していましたね。

消費生活部長 そういった意味で、12ページのところにもキャンペーンなど書いてありますけれども、要するに団体とかという概念ではなくて、もっと違った切り口で若い人をターゲットにしたことは当然やりますけれども、それを団体というくくりの中でどうやって文章化するのかというのは大変難しく、そういった通信事業者との連携というのはあるかもしれませんが、それはどこかに載っていたはずなので。

細川専門員 今、インターネットとか、携帯が中心で若者というのは生活しているので、そこら辺で情報提供できる部分、ヤフーが緩やかな自主規制組織を今つくっていて、いろんな勉強会をやったりして、健全な市場にしていかなきゃヤフーも生きていけないわけですから、そういう意味では、例えばヤフーのホームページのところに、ちょっとバナーで

も入れてもらって、架空請求ご注意なんかというふうにして、そこをクリックすれば、東京へ飛んでいくとかというふうにしないと、どうも昔ながらのチラシを配って、パンフレットをつくって置いておいてといて、つくる方は自己満足だけど、置いているだけで全然見られていないというようなこともあるので、何かもうちょっと……。ヤフーなんか、そうすることによって安心してネットオークションでもできるようにしないと、彼らだって生きていけないわけだから、そういうところはやってくれるような気がします。事実、国センとか、あるいは東京都でもそうですけれども、ヤフーが有益な情報だと思えば、初めてのページに項目として出てきますよね。あれはすごいヒット数でしょう。つながらないときがありますけれども、ああいう連携もうまくいけば、お金をかけないでリンクを張ってくれるとか、何か工夫の仕方はいろいろあるんじゃないのかなと思いますので。

調整担当課長 今回の関係では、12ページの「消費者啓発共同キャンペーンの実施」の最後のところに、「インターネットや携帯電話等の様々な媒体を活用した消費者啓発活動に取り組むことが求められる」という記述がございまして、その後、「小売店舗等を活用した普及啓発事業」の最後のところに、13ページの上に当たりますけれども、「インターネットのプロバイダー事業者のホームページ上の活用など、具体的な消費者問題や緊急の消費者被害の実態等に応じた啓発活動の検討が求められている」という記述がございまして。

それと併せて、先ほどパブリックコメントの中で大学に通っていない方々への消費者啓発ということで、なかなか団体連携としては難しいんですけれども、具体的な、例えばコンシューマー・エイドの出前講座としては、16年度の実績での企業に入ってすぐの新入社員に対する悪質商法防止、消費者トラブル、ローンクレジット防止等の出前講座を12回やっています。今のところは成人式というのはないようですけれども、そんな状況です。

齋藤部会長 ニフティはトップページに、ちゃんと架空請求注意と出ています。

細川専門員 クリックすると情報が出てくるという。

齋藤部会長 したことがないので。今のは議論して触れてあるので、いわゆる団体向けについての答申なので、こういう形でしかやり様がないのかなと思っていますけど。確かに大学に行かない人と言われて、一般的に何するかという話ではなくて、団体というくくりで何ができるかということをやっているわけで、今、思いついて私が発言しちゃって申し訳ないですけれども、図の消費者でくくられているところの一番左が中小企業従業員ですけれども、中小に限らないんじゃないかと思うんですね。今のお話もあって、大企業な

んか新入社員 100 人だ、200 人だ、1,000 人がというところでやったら非常に効果があるんじゃないかと思うので、ちょっとこの辺どうなんですかね。ただ、下から中小企業関連団体という矢印がくっついてしまっているからどうかなと思うんですけど。

調整担当課長 これは確かにおっしゃるとおりなんですけれども、今回の中間報告の中で具体的施策として、ここに重点を置いてやっていくと、書かれていることを代表的に書いているだけで、ここしかやらないというわけではないということなんですよね。

齋藤部会長 中小をとっちゃえばいいじゃないですか、単に企業従業員と。

調整担当課長 下の中小企業関連団体も変わってくる。

齋藤部会長 必ずしも一致しなくたっていいでしょう。上は普通の企業従業員にしておいて、次は生徒、保護者で、私立学校とか公立学校が書いてあるわけじゃないし、そんな感じの方がいいんじゃないですかね。ほかにいかがでしょうか。

細川専門員 私、2 回ほど欠席したので、もしかしたら議論の蒸し返しになるかもしれないんですけども、事業者団体と消費者団体というのが併記してあるところで、事業者団体が先に来ていますよね。これは前から消費者団体が先とかという議論があって、それはどうなったのか私、記憶にないんですけども、これも最近の不祥事を見ると、悪いことをするのは悪徳業者だけではなくて、明治安田生命とか、横河ブリッジとかああいうのと、連携というのはちょっと括弧付きかなという感じがして、初めに事業者団体と来て、その後に消費者団体というのが来るというのは、ちょっと私は抵抗があるような感じがするんですけども、そこら辺の議論というのはどうなったんですたっけ。あんまり順番にこだわってもしようがないのかな。

池山委員 あのときの議論というのは、とりあえず、諮問そのものが事業者団体が先に来ているからということでした。私も一番最初のときに、消費者が先に来ればいいということではないけれどもという話ですよ。

調整担当課長 確かに部会の審議の中でも、そういう指摘があったということと、あと今回、パブリックコメントの中でそういう指摘があったということでございます。私どもの考え方、そのときもお話しさせていただいたかと思うんですけども、今回の諮問については、確かに諮問事項として、事業者団体・消費者団体との連携ということになっているんですけども、その趣旨としては、もちろん今回の提言では、消費者団体との連携拡大も幅広く検討して盛り込まれているわけですけども、消費者団体と比較して、従来、

働きかけが必ずしも十分とは言えなかった、事業者・事業者団体との連携に一つ今回目玉として力点を置いて検討したらどうかと。もちろん消費者団体とは引き続き連携していくんですけども、そういう趣旨でこうした諮問事項にしたというようにお答えしてきたという経過があります。

齋藤部会長 私にあんまりこだわらなくてもいいと思いますけどね。要は中身がどちらを向いているかと、この順番はどちらでもいいと - - どちらでもいいというのは言葉が悪いですけども、むしろ、そういう趣旨が込められているのだったら、最初にしっかりやってほしいと思うものを先に書きましたということがわかるようになっていれば、それはそれでいいんじゃないでしょうかね。どうぞ。

丸山委員 確認だけなんですけれども、一番最後の図2とかを見て思ったんですが、区市町村との連携とかということが最後の方に、下の方に出てくるんですけども、他県とかの消費生活部門とかの交流とか、やりとりというのは、今回の答申の射程外という趣旨なのか、それとも、十分な情報がやりとりとかが現在ではできているから、ここでは書かないということなのか。その辺のことをもし教えていただければと思います。例えば都民が横浜で被害に遭うとか、どこかの県で悪質商法がはやって広まるということもあるので、その辺はちょっとどうなのかと思ったんですけども。

調整担当課長 今の点なんですけれども、不適正な事業者に対する監視や規制指導を強化する取組みという形であれば、近年、東京都は特に首都圏の他の3県、埼玉県、千葉県、神奈川県と広域で連携した規制の指導・処分という取組みを進めているわけでございます。ただ、図の2については、事業者の消費者志向を高めるための取組みということで、新たな分野での取組みです。区市町村にも回ってきましたが、文京区のように消費者センターと中小企業センターが一緒にあるところとか、そういったところでは、確かに事業者団体との連携は、今後の施策としては重要だし、東京都がそういう取組みをするなら連携してやっていきますよという話をいただいています。現在は、まだその段階で、埼玉県等の他県にまで話を持っていっている段階には、この分野では至っていないという、そういう意味でございます。

齋藤部会長 どうですか、ほかにご意見ございますか。

原委員 また結論出してから発言して欲しいと言われそうなんですけれども、一番最後になると思うんですけども、第3の「施策連携の促進に向けて」というところになる

と思うのですが、ここで書かれている事業者団体と消費者団体との間の信頼関係の醸成というようなことで、これからパートナーシップで連携とってやっていきたいと思いますというふうに書かれているわけですが、私は事業者団体は、事業の内容はいろいろ異なるにしても、その時々で事業者団体というのは存在しているんですが、消費者団体は、つい先日、消費者団体基本調査が発表されて消費者団体が激減していますよね。激減して6割になっているということがあって、あれは3年ごとの調査だったか、そういうことを考えると、東京都の場合は消費者月間という、定例の非常にしっかりした行事を持っていらっしゃる、しっかりした消費者団体というものが存在するわけなんですけれども、やはり全国の消費者行政の範になるようにやりたいというふうが一番最後に書かれているところから見ても、消費者団体と事業者団体の連携がありますけれども、と同時に、きちんと連携を組めるような消費者団体の育成というとおかしいですけれども、育っていくような助力みたいなことも、私は行政の役割としてあるのではないかなというふうに思うのですが、消費者団体と事業者団体があって信頼関係の醸成だけ書かれていますけれども、もう一つ踏み込んでいただけたらという感じがいたします。

齋藤部会長　そもそも、この答申があるものをどう使うかということなのか、もっとそれも含めて積極的に社会の仕組みを構築することまでやれということなのかともかかわってくるんですけれども。

消費生活部長　私どもとしては、連携を組もうかというところに重点を置いているわけですし、今回の諮問はそういうことだと思います。団体の支援等は歴史的経緯の中でこれまでやってきていることをやっていきますので、それを急にやめるとかそういうことではございませんので、ご勘弁いただきたいなということです。

齋藤部会長　そうですね。答申は諮問に対する答申なので、諮問自体があるもの - あるものというのはちょっと言葉が悪いですけど、今の情勢を踏まえて、お互いに知恵を出して、みんなで作って効率性と実効性を高めるにはどうしたらいいでしょうかということが前提だから、ちょっとこの中にそこまで踏み込むというのは、答申の範囲ということからすると、ちょっと荷が重いかない感じがしますけれども。それについては別途ご意見としてやっていただくということになるのだと思うんですけれども。

ほかの点でいかがでございましょうか。

図が1と2とありますけれども、今回事前にお配りをしましたけれども、見るのはこの

部会の前が初めてですので、何かご意見があれば、この図のかき方とか、表現方法とか、文言も含めて、さらに何かご意見があれば承っておきたいんですが。

よろしいですかね。別に図にこだわりませんので、さらにご発言があればお受けしますが。どうでしょうか。今日の予定した時間はまだございますので。どうぞ池山委員。

池山委員 この中間報告の中身ではないんですが、都民意見、パブコメに対して、言ってみればどういう扱いをしたかということについては、少し丁寧にちゃんとまとめて報告していただいた方がいいと思うんです。一々この意見に対してこうだとか、ああだとかということじゃなく、参考にしたり、それから反映したりということはもちろんなんですけれども、例えば、さっき言ったみたいに、この中でこういう意見についてはちゃんと対応していますみたいな、少し丁寧に答えいただいた方が、やはりこれから皆さんパブコメなんかいろんな部分で出すときにいいことではないかなというふうに思います。

齋藤部会長 これまではどうなんですか。国のパブコメなんかですと、意見募集の結果という形でホームページに紹介されていますけれども、これについてはどういう対応されることになるのか、ちょっとご説明いただけますか。

調整担当課長 これまでの答申については、全体の集計表と、付属資料のところ部会
の中間報告に対する都民意見の概要及び対応という形で資料を付けてございます。それは、まず集計表があって、その後、件数はそれぞれ全件出すのですけれども、主な意見を掲載して、概要としてまとめて出します。その後、都民意見への対応ということで、具体的に答申の中に反映したものを中心に、修正したとか、加筆したという形で整理しております。特に、これは被害救済の答申のときは84件、335項目という都民意見を、そういう形で整理しているので、今回もこれに準じて、今日のご意見も踏まえてつくろうかと思っております。

齋藤部会長 それは答申の後ろに資料で付くということですよ。

調整担当課長 そうです。それで今日の資料も、前回のパブリックコメント後の部会の資料に準じた形でつくっています。

齋藤部会長 多分、池山委員がおっしゃったのは、答申案がまとまるときか、もしくはそれより前にホームページ上で、こういう対応をしましたということを公表しないのか、そんな趣旨だと思うんですけれども、そこはどうですか。

秋元委員 私もそうなんです。国の方の内閣府かどこかのって、消費者基本法のパブコ

メを出したときに、それに対する回答というか、一覧がとても丁寧に書いてあったんですね。一覧をホームページで見たんですが、ああいうものがあると、出した側の方も、これについては直っているなどが、これについてはまだ言っても、今回のには反映されないけれども、次回に反映するなどが、その辺もとてもわかりやすくよかったので、入っているのはいいんですけども、入らなかったことは、なぜ入らなかったのかみたいなのが、コメントを出した側にわかると次の参考にもなるので、そういう公開の仕方みたいなものをどこかで工夫していただけるとありがたいなということなんです。

齋藤部会長 答申自体は、答申した後にPDFのファイルかなんかで公開されるんですか。

調整担当課長 はい。

齋藤部会長 その後ろに全部つかない、資料は。

調整担当課長 今日出した一覧が全部付くというイメージでなくて、答申の付属資料として、例えば、中間報告の全体に対する意見が31事項ある中で、前の答申だと5事項ぐらいの内容の主な意見が掲載されているわけですね。こういう形で答申の付属資料としてインターネット上は表示されるというイメージでございます。

齋藤部会長 答申の後ろに付いているものは公開されるわけですか。

調整担当課長 そうです。

齋藤部会長 それを見れば、後でわかるという、そうなるんですか。

調整担当課長 前回の答申を踏まえて実施する予定ですけども。

齋藤部会長 ただ、パブコメに対する対応についてという形で、明示しては公表しないということになりますか。答申の一部の資料として答申が公開されるか、それを開いてみれば、当然、後ろに付属の資料として付いていると、こういう形になるわけですか。

調整担当課長 そうです。

消費生活部長 当初からそういう作業をするという想定をしていなかったものですから、本来の作業と一緒にした場合に対応できるかどうか今ちょっと問いかけているんですが、なかなか自信を持った答えもできないので、ちょっとそれは検討させていただきたいと思っています。

齋藤部会長 どうぞ。

池山委員 今日お出しいただいたこの総会の主な意見と、「参考にした都民意見等につ

いて」という、これだけを見て、とりあえず今の私の意見は、今お聞きして、前回のとおりになるかどうかというのはあれですけれども、ちゃんとそういうふうな形で処理するということについてはわかりましたけれども、やはり秋元さんが言ったように、参考にして直接取り入れなかった意見というのがありますよね。そういうものに対しても、さっき部会長がおっしゃったみたいに、どういう扱いでこれについては意見として聞いたかということをやっと丁寧に、一々細かく書かなくてもいいですけれども、例えば、この本文の中に取り入れられているというふうな形で、これについては直接案文のところには入れなかったけれども、ここの中には盛り込まれているというふうに考えたというふうに書いていただきたいと思うんですね。

というのは、私のところも、定例会でパブリックコメントを出したんですけれども、全くここに書いてあることをちゃんとやれ、ちゃんとやれというパブコメになっちゃったんですよね。ここを直せとかというのもありましたけれども、書いたとおりにやるのかということで、その辺をとにかく強調して書けとかと言われて、私は事務局長ですから、そのとおり書きましたけれども。そういう方たちもありますので、そういう思いも出した意見もあるので、そこら辺も含めてちょっと丁寧に、意見に対してどういう対応をしたかというのを書いていただきたいと、そういう意見です。

調整担当課長 文案に反映されたもの以外についても、主な意見についてはその対応をまとめて公開した方がいい、部会に出すことも含めて公開した方がいいということですね。

池山委員 一々細かくななくてもいいから、大枠でも結構だと思うんですね。こういうことの中にこういう意見があったみたいなところで。

調整担当課長 部会長と相談して、またご報告させていただきます。

齋藤部会長 パブコメは今ほとんどそういう対応していますので、どんな省庁のでもいいですからちょっとご覧になっていただくと、大体どんな様子かわかると思います。

消費生活部長 パブコメは事務局の認識を示しているもので、正式に審議会等々でということではなくて、そうしないと作業的に間に合わないから、事務局としてどう対応するかなんですけれども、それもできるかできないかという問題があるから。作業的にできるかどうかという問題もありますので、内部で検討して可能であれば対処したいというふうに思います。

齋藤部会長 ご要望として、意見ということによろしいですね。

池山委員 はい。

齋藤部会長 ほかにご意見がということですが、高橋委員は遅れていらしたんですけれども、何かご意見があれば。

高橋委員 特に結構です。私の言っているところは反映されていますので。

原委員 1点だけなんですけど、一番最後の図2がありますけれども、右下に関係機関・団体というのがありますが、ここはACAPとか、ヒーブ協議会のようなものは入らないんですか。例示だからという感じもしないでもないんですが、関連専門家団体で中小企業診断協会は書かれていますけれども。

調整担当課長 これは今のところ、本文に入っているものをベースに、金融広報中央委員会は新たに入れたわけですが、ベースに書いていますけれども、もちろん……。

齋藤部会長 図2です。

原委員 タイトルが「事業者の消費者志向を高めるための取組み」となっているので、そうすると、ヒーブ協議会とかACAPとかというのが例示としてあればいいと思ったわけです。検討していただければ。

調整担当課長 図2では、関連事業者団体と関連専門家団体について、具体的な団体の名称を本文中には書いてないのですが、具体的に例がないとわかりにくいということで、1つずつお話をさせていただいている、団体の例を挙げています。

消費生活部長 それならば、本文主義じゃないから、入れて矛盾がなければ入れられるということね。

調整担当課長 はい。(図1と混同して)失礼しました。

消費生活部長 ということは、やっていただけると期待しています。

齋藤部会長 では、それをお願いいたします。ほかにいかがですか。

指名で恐縮ですけれども、発言をいただいていない平野委員、何かご意見ございますか。

平野委員 図だけ見て、本文を見ようという人がいると思いますから、図の中でコメントはしてある部分に、本文のページなんかを入れていただくと見やすいと思います。

調整担当課長 わかりました。

齋藤部会長 工夫していただければと思います。そのほかご意見ございますか。

須古委員 図1のところでは事業者団体から消費者への取組みとして小売店舗等の活用ということだけしか、多分、例示なのでそういうことなんでしょうか。これだけしかやらない

いのに、事業者団体と消費者団体との連携かなと逆に思ってしまうかなという感じがするので、もちろん啓発事業とか、両方からいった方がいいんじゃないかなと思ったんですけども、何となく小売店舗の活用のために事業者団体を使うのという印象になる気がするんですよ。

齋藤部会長 もう少し例示を書いた方がいいんじゃないかという意味ですか。

須古委員 そうですね、はい。

齋藤部会長 報告書にもあるものを少し付け加えていただくことで足りませんか。

須古委員 と思います。

齋藤部会長 どうですか、その点は事務局の方としては、図の1の一番左に、事業者団体等から延びている矢印の左側に小売店舗等の活用しか例示がないので、本文中にある連携の具体的な内容ももう一、二書いた方がいいのではないかとのご指摘ですが、あんまり書いてしまっても、今度わかりづらいということもあるので。

調整担当課長 左側の事業者団体等の小売店舗との活用のところは、どちらかと言うと、これは12ページの「 」のところのイメージでかいているところです。小売店舗の活用、共同キャンペーン、啓発事業の実施ということで、教育・啓発活動については、どちらかと言うと、右側のところの消費者教育・啓発活動を行っている団体等のところで、啓発事業、出前講座（民間の自主活動）というのと、真ん中の東京都の啓発事業出前講座（行政の取り組み）というのであらわしたつもりなんですけど、こちら側にも教育とか、啓発を入れた方がいいというご指摘でしょうか。

須古委員 そうしますと、事業者団体とこちらの団体が同じと考えるのか、これだと全然別の感じがするんですよ。左側の事業者団体と右側の啓発団体と重なっているところももちろんあると思うんですけども、図のかき方の問題なのかもしれないんですけども。

池山委員 これと同じ図だと、銀行の待合室と現金支払機のコーナー、鉄道の駅、インターネットのプロバイダー事業者のホームページの活用とか、そういうことになるんでしょうか。小売店舗等を活用した普及・啓発事業の項の中に、小売店舗以外に消費者啓発事業について幅広くという中にいろいろありますが、そうすると、それを具体的にここに書くということになりますよね。

須古委員 よくわからないんですけど、事業者団体等というのと、前からちょっと議論さ

れた民間団体等というのと、その区別があるのかないかちよっとよくわからない状態で進んでしまったので、事業者団体と民間団体と違うのか違わないのかみたいな部分も出てきちゃっているのかなと思ったんですけども。この事業者団体は何を言っているのかなというのが実はよく見えないんですね。小売店にポスターを張ったり、そういうところだけのことを抜き出して書かれているのかなというのか、それがもっと広い意味での事業者団体のことを言っているのかちよっとその辺がよくわからない。

調整担当課長 確かに当初わかりにくいという話があって、消費者教育・啓発活動というきっちりとした形で、そういった取組みをしているケースと、いわゆる普及啓発ですね、消費者被害のポスター等も含めた消費者啓発共同キャンペーンなども活用した普及・啓発のケースに分けて、小売店舗等の活用は普及啓発のところで整理していきましょうという経過でした。事業者団体等というのは、この項目だと、小売店舗に対応する流通事業者団体が入るでしょうし、それ以外にも、今、池山委員がおっしゃられたような幅広い層が利用する病院、銀行の待合室、現金自動支払機のコーナー、鉄道の駅、インターネットのプロバイダー事業者のホームページ上の活用など、そういったものを所管している団体等がこちらには入ってくるのかなと。ただ、今の中間報告の内容からするとそういう形で整理しているから、事業者団体等だけ書かれているとちよっとわかりにくいというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。

消費生活部長 余り複雑にするわけにもいかないんですけども、小売店舗等ではいかにもさびしいというか、狭くなるので、今の範囲で少し、もうちよっといろいろあるという図のあらわし方にしたいと思います。

調整担当課長 今のご意見を踏まえてもう少し工夫させていただきます。

池山委員 幅広い層が利用する小売店何とかかかんとかと、こういうふうに書いたらどうでしょう。要はたくさん人が集まる場所で、小売店の方は、とりあえず、ここの中で一応いいんじゃないですかという事業者の方との話し合いがついているわけですけども、一番の基本は、幅広い層が利用するところを担当する事業者団体と連携して、ポスターその他の掲示をするということですので、そういう中に小売店も入っているという理解で、ちょこちょこっと入れたらいいんじゃないでしょうか。

齋藤部会長 11ページのところをもう少し項目で整理して、2つか、3つ書くと書き過ぎかな。うまく中身がもう少し豊かなんだよというのがわかるような表現を工夫してくだ

さい。それでよろしいんじゃないでしょうか。

調整担当課長 わかりました。

齋藤部会長 大体予定した時間がきてしまったのですが、まだどうしてもこれだけとはいうご意見があれば承りますが、もう一回読み直してどうしてもということであれば、もう一度この一日二日の間に事務局と私の方に送っていただければ、また皆様にお諮りすることが可能になるかもしれませんけれども、一応、次回の部会では、素案の内容ほぼを確定するということになりますので、言葉遣いを含めて細かい調整は可能になってくると思いますけれども、余り大幅な変更やご提案はちょっと難しいと思いますので、それを踏まえて、もしどうしてもというのがあれば、この数日ぐらいの間にご意見をいただければと思います。

ということで、今日のご審議は以上ということでもよろしいでしょうか。

もしよろしければ、事務局の方から今後の予定等についてのご報告をお願いしたいと思います。

事務局 長時間のご審議ありがとうございました。最後にもう一度だけ今後の日程についてご確認をさせていただきます。

お手元に資料4がございます。今後のスケジュールについてでございます。次回の部会は7月4日の月曜日、今日と同じ午後6時から、このフロアのB会議室での開催となります。この関係の開催通知は、机の上の小さい定型の封筒に入っておりますのでご覧いただきたいと思います。その後ですが、7月22日の金曜日の午前中に総会を開催する予定になっています。こちらの正式なご通知については後日改めてご郵送いたします。

事務局からのご連絡は以上でございます。

齋藤部会長 ほかによろしいでしょうか。

もし何もございませんようでしたら、第8回の施策連携部会をこれで閉会ということにしたいと思います。どうも長時間にわたりご審議ありがとうございました。

午後7時59分閉会